

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260515	日ノ丸自動車株式会社 (法人番号 7270001000651)代表者 中島文明	鳥取県鳥取市古海620番地	鳥取営業所	鳥取県鳥取市古海620番地	輸送施設の使用停止 (80日車)、文書警告	道路運送法第25条及び 同法第27条第3項	令和7年10月31日、同年11月13日及び同年11月20日に、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運転者の制限違反(道路運送法第25条)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項)、(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	8	8